

NO	受付日	件 名	内容	町の回答	所管課等
1	5月9日	プラスチック回収袋について	4月から始まったプラスチック回収の袋が小さいため、もっと大きい袋にしてほしい。また、破れやすいため、強度を上げて欲しい。	このたびは、「袋を大きくしてほしい」「強度を高めてほしい」とのご要望をいただきました。日々ご使用いただいている中での率直なお声として、大変ありがたく受け止めております。 現在の袋のサイズや強度は、収集後に搬入する処理施設において安全かつ円滑に作業ができるよう、施設側との調整の上で設定しているものでございます。この度いただきましたご意見につきましては、施設側にも共有し、貴重なご意見として承りますが、当面は現行のままで運用をさせていただきたいと考えております。 次回、資源用袋の作成の折には、いただきましたご意見を参考に考えさせていただきます。	住民課 環境保全グループ
2	5月12日	大型ごみ処理について	冷蔵庫、洗濯機などの家電廃棄について、豊山町以外では、それなり柔軟に処理されてますが、豊山町では対応していません。町民は高い処理費用負担して家電製品を処理しているのが現状です。 昨年より、物価高騰に家計多大なる負担が増す中で、家電製品も壊れることがあり処理費用も家計負担に繋がってます。 豊山町行政サービスの一環として冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビの回収を豊山町で定額で行ってください。 豊山町にこれから多くの人達が生活出来るように改善をお願い申し上げます。	家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・電気乾燥機の家電4品目の処理につきましては、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づき、町では収集できない品目となっております。 これらの家電製品には、冷媒ガスや貴金属などの環境負荷の高い部品が使用されており、適切な方法でリサイクルする必要があることから、全国共通のルールとして、「製品を使用されている方がリサイクル料金を負担すること」「購入された販売店などが引き取ること」「製造メーカーが適切にリサイクルを行うこと」が義務付けられております。このため、本町を含む他の自治体においても、上記4品目は家庭ごみとして回収できないのが現状でございます。 これら家電製品の処分方法といたしましては、次の2つの方法がございます。①買い替えの際に、販売店に引き取りを依頼する方法、②郵便局でリサイクル料金をお支払いいただいたうえで、指定引取場所にご自身で持ち込む方法でございます。 本町の最寄りの指定引取場所は、朝日金属株式会社（名古屋市北区六が池町555番地）となっております。 今後、町としましては、こうした処分方法について、広報紙や町ホームページ等でわかりやすくお知らせするとともに、引き続き電話・窓口でのご案内にも丁寧な対応に努めてまいります。	住民課 環境保全グループ